

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（沖縄県教育委員会における行政手続の押印見直しのための教育委員会関係規則の一部を改正する規則）

総務課

沖縄県教育委員会における行政手続の押印見直しのための教育委員会関係規則の一部を改正する規則について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、令和3年3月19日に沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第7条第1項の規定に基づき、教育長による臨時代理により改正したので、同条第2項の規定により報告する。

1 件名

沖縄県教育委員会における行政手続の押印見直しのための教育委員会関係規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

令和3年2月9日、県民（個人及び事業者）の利便性向上及び負担軽減並びに業務の効率化を図るため、県民が行う行政手続における押印の見直しの方針を定める「沖縄県教育委員会における行政手続の押印見直し方針」が決定されたことを踏まえ、押印を求める行政手続が規定されている教育委員会に係る20件の規則を一括して改める。

3 改正の概要

(1) 教育委員会が所管する沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則等、20件の規則に規定されている行政手続について、県民からの押印を求めないこととした。

ア 沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則

（昭和47年沖縄県教育委員会規則第11号）

イ 沖縄県立学校施設の使用に関する規則

（昭和47年沖縄県教育委員会規則第17号）

ウ 学校教育法施行細則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第20号）

エ 沖縄県立総合教育センターの管理に関する規則

（昭和47年沖縄県教育委員会規則第30号）

オ 社会教育主事の資格の認定に関する規則

（昭和48年沖縄県教育委員会規則第12号）

- カ 沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則
(昭和50年沖縄県教育委員会規則第1号)
- キ 博物館の登録に関する規則(昭和50年沖縄県教育委員会規則第5号)
- ク 沖縄県文化財保護条例施行規則(昭和51年沖縄県教育委員会規則第5号)
- ケ 教育職員免許状に関する規則(平成元年沖縄県教育委員会規則第8号)
- コ 技能教育施設の指定の申請等に関する規則
(平成9年沖縄県教育委員会規則第3号)
- サ 沖縄県立特別支援学校管理規則(平成12年沖縄県教育委員会規則第8号)
- シ 沖縄県立埋蔵文化財センターの管理に関する規則
(平成12年沖縄県教育委員会規則第19号)
- ス 沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則
(平成16年沖縄県教育委員会規則第7号)
- セ 沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則
(平成16年沖縄県教育委員会規則第7号)
- ソ 沖縄県立中学校管理規則(平成18年沖縄県教育委員会規則第13号)
- タ 沖縄県立博物館・美術館管理規則
(平成19年沖縄県教育委員会規則第1号)
- チ 教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則
(平成21年沖縄県教育委員会規則第4号)
- ツ 沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則
(平成21年沖縄県教育委員会規則第8号)
- テ 沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例施行
規則(平成27年沖縄県教育委員会規則第15号)
- ト 沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則
(平成30年沖縄県教育委員会規則第2号)

4 公布日(公報掲載日)及び施行年月日

公布日 令和3年3月26日
施行年月日 令和3年4月1日

5 根拠法令

特になし

6 添付資料

- (1) 沖縄県教育委員会における行政手続の押印見直しのための教育委員会関係規則の一部を改正する規則
- (2) 沖縄県教育委員会における行政手続の押印見直し方針

(別添)

沖縄県教育委員会における行政手続の押印見直しのための教育委員会関係規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

沖縄県教育委員会

教育長 金城 弘 昌

沖縄県教育委員会規則第2号

沖縄県教育委員会における行政手続の押印見直しのための教育委員会関係規則の一部を改正する規則
(沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第7号様式中「㊟」を削る。

第11号様式中「印」を削り、同様式注意1を削り、注意2を注意とする。

(沖縄県立学校施設の使用に関する規則の一部改正)

第2条 沖縄県立学校施設の使用に関する規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第3号様式中「㊟」を削る。

(学校教育法施行細則の一部改正)

第3条 学校教育法施行細則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

第1号様式から第14号様式までの規定中「㊟」を削る。

第15号様式中「㊟」を削る。

(沖縄県立総合教育センターの管理に関する規則の一部改正)

第4条 沖縄県立総合教育センターの管理に関する規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第30号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

(社会教育主事の資格の認定に関する規則の一部改正)

第5条 社会教育主事の資格の認定に関する規則(昭和48年沖縄県教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「㊟」を削る。

(沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部改正)

第6条 沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則(昭和50年沖縄県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第1号様式(裏)中「申請人 ㊟」を「申請人」に改める。

第4号様式中「本人氏名 _____ ㊟」を「本人氏名 _____」に改める。

第5号様式中「本人 氏 名 _____ ㊟」を「本人 氏 名 _____」に改める。

第7号様式中

貸与決定番号	第	号
氏 名 (生年月日)	(年 月 日生) ㊟

を

貸与決定番号	
氏 名 (生年月日)	

第

第	号
(年 月 日生)

に改める。

第8号様式中「㊟」を「_」に改める。

第10号様式中「相続人（続柄）氏名_____④」を「相続人（続柄）氏名_____」に改める。

（博物館の登録に関する規則の一部改正）

第7条 博物館の登録に関する規則（昭和50年沖縄県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2号様式、第5号様式及び第6号様式中「印」を削る。

（沖縄県文化財保護条例施行規則の一部改正）

第8条 沖縄県文化財保護条例施行規則（昭和51年沖縄県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1号様式、第2号様式、第4号様式から第14号様式まで、第16号様式、第18号様式から第23号様式まで及び第25号様式から第27号様式までの規定中「④」を削る。

（教育職員免許状に関する規則の一部改正）

第9条 教育職員免許状に関する規則（平成元年沖縄県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第1号様式、第1号様式の2、第3号様式、第5号様式、第5号様式の2、第12号様式から第15号様式まで及び第22号様式中「④」を削る。

（技能教育施設の指定の申請等に関する規則の一部改正）

第10条 技能教育施設の指定の申請等に関する規則（平成9年沖縄県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1号様式から第3号様式までの規定中「④」を削る。

（沖縄県立高等学校管理規則の一部改正）

第11条 沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第6号様式から第15号様式までの規定中「④」を「_」に改める。

（沖縄県立特別支援学校管理規則の一部改正）

第12条 沖縄県立特別支援学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第6号様式から第14号様式までの規定中「④」を「_」に改める。

（沖縄県立埋蔵文化財センターの管理に関する規則の一部改正）

第13条 沖縄県立埋蔵文化財センターの管理に関する規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第2号様式中「印」を削る。

第5号様式中「氏名_____印」を「氏名_____」に改める。

（沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正）

第14条 沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則（平成16年沖縄県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「（保護者氏名）_____印」を「（保護者氏名）_____」に改める。

（沖縄県立中学校管理規則の一部改正）

第15条 沖縄県立中学校管理規則（平成18年沖縄県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第6号様式及び第7号様式中「印」を「_」に改める。

（沖縄県立博物館・美術館管理規則の一部改正）

第16条 沖縄県立博物館・美術館管理規則（平成19年沖縄県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1号様式、第2号様式及び第5号様式中「印」を削る。

第6号様式中「氏名_____印」を「氏名_____」に改める。

第7号様式中「申請者氏名_____印」を「申請者氏名_____」に改める。

第8号様式及び第9号様式中「印」を削る。

（教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部改正）

第17条 教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則（平成21年沖縄県教育委員会規則第4号）の一部

を次のように改正する。

第1号様式から第8号様式までの規定中「氏名」を「氏名」に改める。

(沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第18条 沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則（平成21年沖縄県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「印」を削る。

第2号様式中「印」を「_」に改める。

第4号様式中「代表者氏名」を「代表者氏名」に改める。

(沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第19条 沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成27年沖縄県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第1号様式から第3号様式まで、第5号様式から第7号様式まで及び第9号様式中「印」を削る。

第10号様式中 「

フリガナ	
氏名	印

」を「

フリガナ	
氏名	

」

--

」に改める。

第11号様式中 「（法人にあつては、その名称及び代表者氏名）を（法人にあつては、その名称及び代表者氏名）」

者氏」に改める。

(沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第20条 沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成30年沖縄県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1号様式、第3号様式及び第5号様式中「印」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

沖縄県教育委員会における行政手続の押印見直し方針

令和3年2月9日 教育長決裁

沖縄県教育委員会においては、県民（個人及び事業者）の利便性向上及び負担軽減並びに業務の効率化を図るため、県民が行う行政手続における押印について、下記により見直しを実施する。

1 対象手続と基本方針

- (1) 国の法令等に基づいて実施する手続
 - ・法令改正等を踏まえ、速やかに見直しを行う。
- (2) 条例等に基づいて実施する手続
(国の法令等に基づく手続で、県の裁量により様式や提出方法を定めているものを含む)
 - ・押印は原則廃止とする。
 - ・条例による手続は、令和3年6月議会で議案を提出する。
 - ・規則、要綱等による手続は、令和3年3月末までに見直しを行う。
- (3) 県庁内部の手続（会計事務、服務事務）
 - ・全国の状況を踏まえ、随時見直しを行う。

2 対象組織

教育委員会（教育委員会の権限に属する手続き）

3 見直し基準

各手続について、下記の項目（基準）に照らし合わせ、見直しを行う。

- (1) 認印による押印は原則廃止とする。
- (2) 登記印／登録印で押印を求めている場合であっても、印鑑証明書による照合を行っていない場合は、認印と同等と見なし押印は原則廃止とする。
- (3) 押印を求める趣旨（「本人確認」、「文書作成の真意確認」、「内容の真正性の担保」）を他の手段により代替できる場合は、押印は原則廃止とする。

※押印の代替手段で主なもの

- (i) オンライン・・・既存システムの利用、ID・パスワードによる認証 等
- (ii) メール・・・継続的な関係がある者のメールアドレス、登録済みメールアドレスの利用 等
- (iii) 書類による本人確認・・・マイナンバーカード、運転免許証等の写し
- (iv) その他の方法による本人確認
・・・他の添付資料による本人確認、電話やWeb会議等による本人確認、署名機能の付いた文書ソフトの活用、実地調査等の機会における確認 等

4 公表

令和3年4月から四半期毎に、見直し結果を県ホームページで公表する（知事部局に併せて公表する）。